

# 國學院大學學術情報リポジトリ

『古事記』注釈：

(四十) 葦原中国平定 (五) ・ (四十一) 葦原中国平定 (六) ・ (四十二) 葦原中国平定 (七)

|       |                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2025-03-15<br>キーワード (Ja): 古事記, 刀剣神, 火継神事<br>キーワード (En):<br>作成者: 古事記学研究会<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/0002001468">https://doi.org/10.57529/0002001468</a>                                   |

## 『古事記』注釈

### 凡例

「古事記学」研究会 編

一、本注釈は、校訂本文・訓読文・現代語訳・語釈・補注解説よりなる。

一、校訂本文は、真福寺本を底本とし、諸本との校合を行った。諸本との異同がある場合でも、底本のままで理解出来る場合には、底本を尊重し、特に諸本の異同は記さない。但し、解釈の相違等に関わる場合には、※を付して諸本の異同を記した。

一、訓読文は、諸注釈の訓読を参考としつつ、校訂本文に従って作成した。訓読の相違によって解釈が大きく分かれるような場合には、注釈において説明を行った。

一、現代語訳は、訓読文をもとにして作成した。解釈が定まっていないものについては、訳さずに本文の言葉をそのまま用いた場合と、本注釈が考察した意味を当てはめて訳した場合とがある。

一、語釈については、逐一語句の説明を細かく行うということはしていない。訓読や解釈にゆれがあり、定説がないものについては、簡略にはあるが出来るだけ諸説をあげるように努めた。また、語釈の中で引用するテキストについては基本的に小学館新編日本古典文学全集本を用い、それ以外のテキストを用いる場合は出来る限りその都度出典を明示することとする。

一、補注解説では、比較神話学・考古学・歴史学・神道学・国学等様々な専門分野の立場から解説を加えることを企図

している。加えて、語釈の項に記した以上に文脈理解や研究史の把握等において分量を必要とするものについても、補注解説に加えた。

一、参照した諸本・テキスト・注釈書類の情報については、『古事記學』一号～七号に掲載の「古事記注釈」の凡例を参照願いたい。

※注釈作成にあたっては、大学院の演習授業（指導教員、谷口雅博）における調査・発表・議論の内容を参照している。令和六年度の授業参加者は以下の通り。稲見知華・孟金岳・菅健一郎（博士後期課程）、小野寺紗英・藤嶋健太（大学院特別研究生、本学兼任講師）、鵜橋辰成（客員研究員等）、小野諒巳（本学兼任講師、客員研究員等）。

※今回、校訂本文・校異・訓読文の作成は小野諒巳が、現代語訳・語釈は谷口雅博が担当した。補注解説については、各項目末に執筆担当者名を記した。

※本注釈は研究開発推進機構研究開発推進センターの「國學院大學「古典文化学」の創出研究事業」の成果である。

## 『古事記』注釈

## (四十) 葦原中国平定(五)

【校訂本文】底本Ⅱ真福寺本(483行↗493行)

於<sub>レ</sub>是、天照大御神詔<sub>①</sub>之、「亦、遣<sub>②</sub>曷神者<sub>③</sub>吉。」余、思<sub>④</sub>金神及諸神白之、「坐<sub>⑤</sub>天安河之上之天石屋、名伊都之尾羽張神、是可<sub>⑥</sub>遣<sub>⑦</sub>伊都<sub>⑧</sub>。若亦、非<sub>⑨</sub>此神<sub>⑩</sub>者其神之子、建御雷之男神、此應<sub>⑪</sub>遣。且其天尾羽張神者、逆塞<sub>⑫</sub>上天安河之水<sub>⑬</sub>而、塞<sub>⑭</sub>道居。故、他神不<sub>⑮</sub>得<sub>⑯</sub>行。」故、別遣<sub>⑰</sub>天迦久神<sub>⑱</sub>可<sub>⑲</sub>問。故余、使<sub>⑳</sub>天迦久神<sub>㉑</sub>問<sub>㉒</sub>天尾羽張神<sub>㉓</sub>之時、答曰、「恐<sub>㉔</sub>之、仕奉。然、於<sub>㉕</sub>此道<sub>㉖</sub>者、僕子、建御雷神可<sub>㉗</sub>遣。」乃貢進。余、天鳥船神副<sub>㉘</sub>建御雷神<sub>㉙</sub>而遣。是以、此<sub>㉚</sub>神降<sub>㉛</sub>到出雲國伊耶佐之小濱<sub>㉜</sub>而<sub>㉝</sub>伊耶<sub>㉞</sub>、拔<sub>㉟</sub>三十掬釵<sub>㊱</sub>、逆刺<sub>㊲</sub>立于浪穗、跌<sub>㊳</sub>坐其釵前<sub>㊴</sub>、問<sub>㊵</sub>其大國主神<sub>㊶</sub>言、「天照大御神・高木神之命以、問<sub>㊷</sub>使之。汝之字志波祁流<sub>㊸</sub>以<sub>㊹</sub>此五<sub>㊺</sub>音<sub>㊻</sub>葦原中國者、我御子之所<sub>㊼</sub>知國言依賜。故、汝心奈何。」

## 【校異】

- ①底本「治」。兼永本以下に従って「詔」に改める。
- ②底本「去」。兼永本以下に従って「吉」に改める。
- ③底本「令」。道祥本以下に従って「金」に改める。
- ④底本ナシ。兼永本以下に従って「其」に改める。

⑤底本「同」。道祥本以下に従って「問」に改める。

# 【訓読文】

ここに、天照大御神詔らししく、「亦、曷れの神を遣はさば吉けむ」とのらしき。余くして、思金神と諸の神を白ししく「天安河の河上の天石屋に坐す、名は伊都之尾羽張神、是遣はすべし。若し亦、此の神に非ずは、其の神の子、建御雷之男神、此遣はすべし。また其の天尾羽張神は、逆しまに天安河の水を塞き上げて、道を塞へ居り。故、他しき神は行くこと得じ」とまをしき。故、別に天迦久神を問ひに遣はすべし。故余くして、天迦久神を使はして天尾羽張神を問ひし時に、答へ白ししく「恐し、仕へ奉らむ。然あれども、此の道には僕が子建御雷神を遣はすべし」とまをして、乃ち貢進りき。余くして、天鳥舩神を建御雷神に副へて遣はしき。是を以ちて、此の二の神、出雲国の伊耶佐の小濱に降り到りて、十掬釵を抜きて逆しまに浪の穂に刺し立て、其の釵の前に踏み坐して、其の大国主神を問ひて言ひしく「天照大御神・高木神の命以ちて問ひに使はせり。汝がうしはける葦原中国は、我が御子の知らす国と言依さし賜ひき。故、汝が心は奈何に」といひき。

※他しき神。諸テキストにおいて「アタシ（アダシ）神」と訓まれている。ただし「アタシ」に上代の仮名書き例はなく、確例は『類聚名義抄』「他」<sup>アタシ</sup>「ホカ」<sup>ホカ</sup>「まで降る。他方、『新訳華嚴経音義私記』（奈良時代後期）には「他形<sup>倭言保可之伎可多知</sup>」とあり、天平勝宝九年（七五七）の宣命逸文「他<sup>支事交</sup>」もまた「ホカシキ」と訓まれていた可能性がある。「他」字の古い訓として、今回は『華嚴経音義私記』の例を参照し、試みに「ホカシキ神」と訓む。

## 【現代語訳】

そこで、天照大御神が仰ったことには、「また、何れの神を派遣するのが良いでしょう」とおっしゃった。そうして、思金神と諸々の神とが申し上げて言ったことには、「天の安の河の河上の天の石屋にいらっしゃる、名は伊都之尾羽張神、この神を派遣するのが良いでしょう。若しまた、この神でなければ、その神の子の建御雷之男神、この神を派遣するのが良いでしょう。また、その天尾羽張神は、逆さまに天の安の河の水を堰き止めて水を上げて道を塞いでおります。それで、他の神は行くことができません。ですので、特別に天迦久神を遣わして尋ねさせるのが良いでしょう」と申し上げた。そのようにして、天迦久神を遣わして天尾羽張神に意向を尋ねた時に、答え申し上げたことには、「恐れ多いことです、お仕え申し上げます。けれども、この道には私の子である建御雷神を遣わすのが良いでしょう」と申し上げて、建御雷神を献上した。そうして天鳥舩神を建御雷神に副えて派遣した。こうして、この二神は、出雲国の伊耶佐の小濱に降臨して、十掬釵を抜いて逆さまに浪頭に突き立て、その釵の先で胡座を組んで、その大國主神に尋ねて言ったことには、「天照大御神・高木神のお言葉で尋ねに遣わされた。お前が領有する葦原中国は、我が御子の統治する国であると、（天照大御神が）御委任申し上げた。それで、お前の心はどうであるか」と尋ねた。

## 【語釈】

## ○天石屋

「天安河の河上の天石屋」とあるので、天照大御神が籠もった石屋とは別物と思われる。

## ○伊都之尾羽張神・天尾羽張神

火神被殺条で伊耶那岐命が迦具土神の頸を斬った際に手にしていた十拳釵の名前として天之尾羽張神、伊都之尾羽張神の名が記されていた。そこで名を記されていた

ことによって、元々は釵であつたものが神としてこの場面で登場することを可能にしているのであろう。岩田芳子は、固有の名をもつ刀剣は、独自の霊能を有することが期待されるとし、「神代記における「剣」は、伊耶那岐命が佩く「もの」として霊威を発揮したことを由来として、名が附与され、独立した神格を持つ」に至ると指摘する（『古事記』倭建命の「御刀」『古代における表現の方法』塙書房、二〇一七年三月）。伊耶那岐命と一体ものとしてあつた「御刀」は、尾羽張という名を持つことで独立した神格を持ち、ここで建御雷神の父神として登場するということであろう。次項で触れるように建御雷神は伊耶那岐命・伊耶那岐命の剣・迦具土神の血・湯津石村の諸要素を受け継いで出現する。伊耶那岐命の霊威は十拳釵を通して建御雷神に受け継がれ、その建御雷神の持つ十掬釵によって葦原中国平定を果たし、後にその十掬釵が神武東征の際に地上に降されて再び名を持つことになる、というように展開しているということである。

あろう（参照、鶉橋辰成「『古事記』火神被殺段の考察——「因御刀所生」を中心に——」『上代文学研究論集』六号、二〇二二年三月）。【補注解説二】参照。

### ○建御雷之男神

火神被殺条で伊耶那岐命が十拳釵で迦具土神の頸を斬つた際に、釵の本に著いた血が湯津石村に走り就いて生まれた三神のうちの一神が建御雷之男の神であつた。従つて、神が生み出された際の行為者を親とすれば伊耶那岐命ということになり、神出現の元となつたものを親とするのであれば、十拳釵・迦具土神の血・湯津石村ということになるが、この時に出現した神々は「御刀に因りて生まれませる神ぞ」とされており、その御刀の名が前項に述べた通り天之尾羽張神、亦名伊都之尾羽張神であるので、この両神が父子関係とされているようである。子神出現に関わる直接的な行為者は伊耶那岐命であるから、伊耶那岐命の神格も受け継いでいるといえるし、出現の元となるものからみると、伊耶那岐命の刀・迦具土神の

血・湯津石村の諸要素を受け継ぐともいえるので、父神よりもより多くの神格、より多くの霊力を持つ神として派遣神に選ばれることになるということであろうか。

### ○逆塞上

万葉集の「佐保川の水を堰き上げて植ゑし田を」(8・一六三五)によれば「せきあげる」は川の流れを堰き止めること。「逆に」とあるのは水流を逆流させて堰き止めるということか。

### ○天鳥船神

伊耶那岐命・伊耶那美命の神生みの神話の中で、伊耶那美命は火の神を生む前に鳥之石楠船神と大宜都比売神を生む。その鳥之石楠船神の亦の名として天鳥船が記されていた。神が天から降りてくる際の乗り物としての意義をもつものとも見られるが、出雲に降る際の描写には二柱神とあり、また単独で事代主神のもとに使者として出迎えに行くなど、一柱の神として描写されている。

ところで、伊耶那美命の神生みの終わり近い場面から

迦具土神が斬り殺される場面は地上を舞台としていると思われるのだが、この天鳥船神、先述の伊都之尾羽張神と建御雷神、その他にも大宜都比売神、豊宇気毗売神がいつのまにか高天原に存在している(大宜都比売神については高天原に居ると断定はし難い)。この点についてはどう考えるべきか。新編全集は天鳥船神の頭注で、「地上の世界に成った神が、いきさつの説明もなく高天原の神となるのである」とし、大宜都比売神の頭注では、「ここでも地上に成った神が高天原の神となる例を見る。神の世界として、天と地上とは画然として排他的な世界を作っていたわけではないのである」と説いている。また建御雷神については、『日本書紀』神代上五段一書六では軻遇突智を斬った際の描写に「復剣の刃より垂る血、是天安河辺に在る五百箇磐石に為る」とあり、また一書七に「軻遇突智を斬りたまひし時に、其の血激越りて、天八十河中に在る五百箇磐石を染む」とあって、軻遇突智を斬った血が天に飛び付くという記述のあるところから、これを



本来の形として、建御雷神が高天原に居る理由と関わる  
せる見方もあるが（中村啓信「建御雷之男神をめぐって」

『古事記の本性』一八八頁、おうふう、二〇〇〇年一月、  
初出は一九九八年一月）、それでは他の神が高天原に居る  
理由の説明がつかない。一案として、天上界と地上界と  
を繋げるものとして「香山」が描写されることが挙げら  
れるのではないか。伊耶那美命が神避つて後に伊耶那岐  
命が流した涙から「香山の畝尾の木本に坐す、名は泣沢  
女神」が出現した。単に「香山」としか無いので、場所  
は限定出来ないが、後に天石屋神話において繰り返し「天  
の香山」が記されることからすれば、伊耶那岐命・伊耶  
那美命の神生みの舞台は「天の香山」と繋がる地上の「香  
山」と関わる場所であるということがイメージされる。  
地上で生まれたはずの神が高天原に存在する理由として、  
高天原に繋がる場所で生まれた神々であったから、とい  
うことが考えられるのかも知れない（参照、「香山と比婆  
山」『上代文学研究論集』五号、二〇二一年三月）。

# ○出雲国の伊耶佐の小濱

「伊耶佐の小濱」については、『日本書紀』正文と一書  
二には「五十田狭の小汀」と見えている。神代上八段一  
書六で、大己貴命が少彦名命と出逢う地が「出雲国の  
五十狭狭の小汀」となっており、これも同じ場所を指し  
ていると見られている。『出雲国風土記』出雲郡に「伊奈  
佐乃社」、延喜式神名帳出雲郡に「因佐神社」とあり、現  
在の出雲市大社町の稲佐の浜とるのが通説である。『古  
事記』の「伊耶佐」は諸本によるが、風土記や神名帳の  
神社名を元にして、鼈頭古事記・古事記伝をはじめとし  
て「耶」を「那」に校訂し、「伊那佐」とするテキストも  
見られる（旧全集・倉野全註釈・西郷注釈など）。鎌倉末  
期から南北朝の書写とされる『古事記上巻抄』は真福寺  
本・天理大学図書館本ともに「那」となっており、「イナサ」  
であった可能性も否定は出来ない。『古事記』の諸本が皆  
「耶」であるところからすれば、これを積極的に「那」と  
する根拠には乏しい面があるが、後述するように神話内

容との関連からして、「イナサ」によって解釈し得る可能性も残される。『日本書紀』の「イササ」「イタサ」と『古事記』の「イザサ」、それと「イナサ」とはともに音韻変化によって生じたものであり、もとは同じ土地を指す言葉とみられるのが一般的だが、それにしても同時代の文献上でこれだけ異なりがあるのは理解が難しい。

イザサかイナサかについては取り敢えず『古事記』の諸本に従って「イザサ」と見るのが無難であると思うが、ではその名に何らかの意味が込められていると見ることは可能か。詳細は後述の論文に譲り、ここでは結論だけ述べておきたい。西宮一民は修訂版『古事記』（おうふう）の頭注（七〇頁）で、「多分「否塞」（外敵を拒み遮る）意のイナサであろう」とする。西宮氏は更に「イササ」を「不知塞」かとして「否塞」と同意のものとして捉え、「イザサ」はその濁音化の類か、としている（「不知」は『万葉集』二六四・一〇六二・二七一〇などで「いさ知らず」の意で「イサ」の訓に当てられる。『類徒名義抄』

（観智院本僧中18才）にも「不知イサ」と見える）。つまり「イナサ」「イササ（イザサ）」どちらの場合でも、相手の侵入を拒否し、妨げる意を持つと取ることが出来るということである。『古事記』にはもう一例、所在不明の「イナサ」が見える。神武東征条の中の歌に見られる「楯並めてイナサの山」（14歌）である。神武一行の進入を防ぐ意味で楯を並べて拒否して防いでいる山という意を込めているのではないか。同様にイナサの小浜は外来神（天神）の進入を防ぐ場所として位置付けられていたのでは無いか（参照、「イザサの小浜とイナサの小浜―葦原中国平定神話の地名―」『古代文学』六〇号、二〇二一年三月）。

#### ○天迦久神

全註釈は鹿神説。「迦久はカコ」の転で、鹿兎の意、つまり天迦久神は鹿神ではあるまいか。鹿はすばらしい跳躍力を持つてゐるので、塞湛へた水をも一飛びに飛び越えるといふところから、特に選ばれたと見るのはどうで

あらうか。(又鍛冶屋が使ふ韃は鹿の皮をなめして作られるので、さうした点からも鹿神と縁があるかも知れない。ともかくこの条は鍛冶によつて刀劔が作られることと密接な関係があるやうに思はれる。)」と述べている。西郷注釈は水手説。「カクがカコの交替形であることは、天の加久矢の例からも分る。しかし水をたたえた所に「別に」使用するものとしては、同じ交替形でも鹿兎より水手、つまり舟頭と見る方がふさわしい。万葉には水手を鹿兎と仮名で記した例がある。」とする。集成はカクは輝く意とし、「天上界の、輝く刀劔」の義とする。「伊都之尾羽張神や建御雷神のような刀劔神の類の中にあるので、天の迦久の神も刀劔ゆえの輝きとみるべきである。」と説く。新編全集は、水手であれば「河の水を塞ぎ上げて、塞いでいる道を通らなければならない使者に指名された理由がよく分る。」と述べている。

### ○跼坐

葦原中国の神を威圧する行為。「跼坐」は仏典語。足

を組んで座ること。中村啓信は『信西古楽図』の臥劔上舞の右に、「唐志曰、睿宗時婆羅門献楽舞人。倒行而以足舞。極銛刀鋒、倒植於地、抵自就刃以歷験、又於背上、吹簫者是腹上。曲終而亦無傷。」とあり、「唐の睿宗は、七五五年ころまで位にあつたが、その極めて早い時期なら『古事記』成立より二年ほど早くなるが、婆羅門僧が献じたとするのだから、印度人の幻術者であつた可能性が高い。」とし、建御雷神の幻術の典拠としている(『伊耶那岐命の幻術』『古事記の本性』おうふう、二〇〇〇年一月。初出は一九八六年)。

### ○うしはく

『万葉集』には以下の例がある。

①……海原の 辺にも沖にも 神留まり うしはき  
(宇志播吉) います…… (5・八九四)

②……住吉の 現人神 船舶に うしはき(牛吐)  
たまひ…… (6・一〇二二)

③……この山を うしはく(牛掃) 神の 昔より

禁めぬ行事ぞ……

(9・一七五九)

④ 沖つ神 うしはく(領) 君が 塗り屋形 丹塗り  
の屋形 神が門渡る

(16・三八八八)

⑤ ……皇神の うしはき(宇之波伎) います 新川  
の その立山に…

(17・四〇〇〇)

⑥ ……住吉の 我が大御神 船舳に うしはき(宇  
之波伎) います…

(19・四二四五)

全註釈は、「うしはく」主体は例外なく「神」である  
ことから「うしはく」という語は宗教的なものである  
とし、「神」が領有する、或いは支配する意であると説  
く。集成はうしはくは「大人として身に帯びる意として、  
「常に、神が領有する場合に用いる。森や峰・岬などの

国土には神が坐すという宗教的観念に基づいた表現。」  
とする。新編全集は、「ウシ(主)＋ハク(着)」で、その  
ものの主人として身につけるの意。ここでは、大国主神  
が地上世界の諸領域を領有することをいう。」とする。

○知らず

集成は「知る」は「物の状態や性質を、すみずみまで  
自分の思うままにする意。占有・領有・支配。」とし、  
西郷注釈は「シラスはウシハクより一段と次元の高い政  
治的な支配を意味する。それは「佩く」ことの具体性と  
「知る」ことの抽象性とも対応する。」と述べる。新編全  
集も「高度の政治的・宗教的支配を表し、「うしはく」  
と区別されている。」と説く。

## (四十二) 葦原中国平定(六)

【校訂本文】底本＝真福寺本 (493行、505行)

余答<sup>①</sup>白之、「僕者不<sup>②</sup>得<sup>③</sup>白。我子八重言代主神、是可<sup>④</sup>白。然、為<sup>⑤</sup>鳥遊取魚而、往<sup>⑥</sup>御大之前<sup>⑦</sup>未還來」。故<sup>⑧</sup>余、遣<sup>⑨</sup>天鳥船神<sup>⑩</sup>徵<sup>⑪</sup>來八重事代主神<sup>⑫</sup>而、問賜之時、語<sup>⑬</sup>其父大神<sup>⑭</sup>言、「恐<sup>⑮</sup>之。此國者立<sup>⑯</sup>奉天神之御子<sup>⑰</sup>」。即蹈<sup>⑱</sup>傾其船<sup>⑲</sup>而、天逆手矣於<sup>⑳</sup>青柴垣<sup>㉑</sup>打成而隱也<sup>㉒</sup>。故<sup>㉓</sup>余、問<sup>㉔</sup>其大國主神<sup>㉕</sup>、「今、汝子事代主神、如此白<sup>㉖</sup>。亦、有<sup>㉗</sup>可<sup>㉘</sup>白子<sup>㉙</sup>乎」。於是亦白之、「亦、我子有<sup>㉚</sup>建御名方神<sup>㉛</sup>。除<sup>㉜</sup>此者無也」。如此白之間、其建御名方神、千引石擎<sup>㉝</sup>手末<sup>㉞</sup>而<sup>㉟</sup>來言、「誰、來<sup>㊱</sup>我國<sup>㊲</sup>而、忍<sup>㊳</sup>如此物言。然、欲<sup>㊴</sup>為<sup>㊵</sup>力競<sup>㊶</sup>。故、我先欲<sup>㊷</sup>取<sup>㊸</sup>其御手<sup>㊹</sup>」。故、令<sup>㊺</sup>取<sup>㊻</sup>其御手<sup>㊼</sup>者、即取<sup>㊽</sup>成立氷<sup>㊾</sup>、亦、取<sup>㊿</sup>成鋌刃<sup>㊿</sup>。故<sup>㊿</sup>余、懼而退居。余、欲<sup>㊿</sup>取<sup>㊿</sup>其建御名方神之手<sup>㊿</sup>乞歸而取者、如<sup>㊿</sup>取<sup>㊿</sup>若葦<sup>㊿</sup>搯批而投離者、即逃去。故、追往而追<sup>㊿</sup>到科野國之州羽海<sup>㊿</sup>、將<sup>㊿</sup>殺時、建御名方神白、「恐<sup>㊿</sup>。莫<sup>㊿</sup>殺<sup>㊿</sup>我。除<sup>㊿</sup>此地<sup>㊿</sup>者不<sup>㊿</sup>行<sup>㊿</sup>他處<sup>㊿</sup>。亦、不<sup>㊿</sup>違<sup>㊿</sup>我父<sup>㊿</sup>大國主神之命<sup>㊿</sup>。不<sup>㊿</sup>違<sup>㊿</sup>八重事代主神之言<sup>㊿</sup>。此葦原中國者、隨<sup>㊿</sup>天神御子之命<sup>㊿</sup>獻<sup>㊿</sup>」。

## 【校異】

- ①底本「曰」。道祥本以下に従って「白」に改める。
- ②底本「自」。道祥本以下に従って「白」に改める。
- ③底本「自」。道祥本以下に従って「白」に改める。
- ④底本「故余遣天鳥船神徵來」の九字が重複。道祥本以下に従い、これを削る。

⑤ 底本「微」。寛永版本・寛永版本等に従って「微」に改める。

⑥ 底本「量」。道祥本以下に従って「重」に改める。

⑦ 底本「見」。兼永本以下に従って「父」に改める。

⑧ 底本「同」。兼永本以下に従って「問」に改める。

⑨ 底本「令」。兼永本以下に従って「今」に改める。

⑩ 底本「未」。道祥本・兼永筆本傍書等に従って「手末」に改める。

⑪ 底本「已」。春瑜本以下に従って「之」に改める。

⑫ 底本「欠」。兼永本以下に従って「父」に改める。

⑬ 底本「御子命」。道祥本以下の「御子之命」および底本五〇六行目の「御子之命」により改める。

# 【訓読文】

余しかくして答こたへ白まをししく、「僕やつかれは白まをすこと得えず。我が子こ八重言代主神やえのむのかみ、是こ白まをすべし。然しかあれども、鳥とりの遊び・魚うなぎ取りのために、御大みほの前に往ゆきて未だ還かへり来こず」とまをしき。故かれしか余しかくして、天鳥船神あめのとりふねのかみを遣つかはして八重事代主神やえのむのかみを徴めし来て、問とひ賜たまひし時に、其その父ちちの大神おほかみに語かたりて言いひしく「恐かしこし。此この国くには天あまつ神かみの御子みこに立たて奉まつらむ。」といひき。即すなはち其その船ふねを踏ふみ傾かたむけて、天あめの逆手さかてを青柴垣あをふしかきに打うちち成なして隠かくりき。故かれしか余しかくして、其その大国主神おほくぬしのかみを問いひしく「今いま、汝いましが子事代主神こことうぬしのかみ、如此かくまを白まをし訖はりぬ。亦また、白まをすべき子有こありや」とひき。是こに亦また白まをさく「亦あ、我が子建御名方神こたけみなたのかみ有いまり。此こを除おきては無なし」とまをしき。如此かくまを白まをす間に、其その建御名方神かみ、千引石ちびきのいはを手末たなすゑに擎ささげて来きて言いひしく「誰たれぞ、

我が国に來て、忍ぶ忍ぶ如此物言ふ。然あらば、力競べ為むと欲ふ。故、我先づ其の御手を取らむと欲ふ」といひき。故、其の御手を取らしむれば、即ち立氷に取り成し、亦、劔の刃に取り成しき。故余くして、懼りて退き居りき。余くして、其の建御名方神の手を取らむと欲ひて乞ひ歸せて取れば、若葦を取るが如く搦り批ちて投げ離てば、即ち逃げ去りき。故、追ひ往きて科野国の州羽海に迫めたりて、殺さむとせし時に、建御名方神白ししく「恐し。我を殺すことなかれ。此地を除きては他しき処に行かじ。亦、我が父大国主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。此の葦原中国は、天神御子の命の隨に献らむ」とまをしき。

### 【現代語訳】

こうして答え申し上げたことには、「私は申し上げることができません。私の子の八重言代主神が、お答え申し上げます。ですが、言代主神は御大の岬に行っていてまだ帰ってきておりません」と申し上げた。そういうわけで、建御雷神は天の鳥船神を御大の岬に派遣して八重事代主神を呼びに遣わして来させて、事代主神にお尋ねなされた時に、その父の大国主神に語って言ったことには、「恐れ多いことです。この国は天つ神の御子に立て奉りましょう」と言った。そして其の乗ってきた船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して隠れた。そういうわけで、建御雷神は大国主神に尋ねたことには、「今、お前の子の事代主神は、このように申し終えた。他に申すべき子はいるか」と尋ねた。それで大国主神がまた申し上げたことには、「他には、我が子の建御名方神がいます。この子以外にはおりません」と申し上げた。このように申し上げている間に、その建御名方神が、千引石を手につかみ持って来て言ったことには、「誰が我が国に來て、ひそひそとこのように物を言っているのか。そのように言うのなら、力比べを

しようと思う。それで、私がまずその御手を取ろうと思う」と言った。それで、建御雷神がその御手を取らせるところ、その手をつららに変じさせ、また剣の刃に変じさせた。そうしたわけで、建御名方神は恐れをなして後退した。そうして今度は建御雷神が建御名方神の手を取ろうと思つて求めて引き寄せて手を取ると、若い葦を抜き取るようにつかみ取つて投げ放つと、即座に逃げて行つた。それで追いかけていつて科野の国の諏訪の海にまで迫り着いて、殺そうとした時に、建御名方神が申したことには、「恐れ多いことです。私を殺さないでください。この地以外の他のところには行きません。また、我が父大国主神の仰せ言に異なるところはございません。八重事代主神の言葉と異なるところはございません。この葦原中国は、天神御子のご命令のままに献ります」と申し上げた。

# 【語釈】

## ○八重言代主神

大国主神の系譜条には「事代主神」とあつた（注釈三十三参照）。この場面でも他は「八重事代主神」「事代主神」であつて、「コト」に「言」が使われているのは一例のみ。「特に言葉の働きが重視された発言のためであらう」（新編全集）とされるが、実際に国譲りの発言をする場面では「事」になっている点で疑問が残る。単なる避板か、若しくは名義が「言」「事」の両義性を有

することを示す意図があつたか。「八重」は「幾重にも重なっている意」（思想）であらうが、父大国主神の発言と建御名方神の発言には「八重」が冠され、建御雷神の発言には「八重」が冠されないといった書き分けがなされている。大国主神の名は天神側は一貫して「汝」であり、大国主神と呼びかける例は無いなど、双方の関係性によって呼び分けるといふ傾向が見られる。葦原色許男命が使われるのもやはりそうした関係性によるのであらう。



## ○鳥の遊び

記伝に「野山海川に出て、鳥を狩て遊ぶをいふなり」とし、雄略記の「やすみしし 我が大君の 遊ばしし 猪の 病み猪の」(97歌)の例を挙げる。「遊び」には確かに狩猟の意もあるが、天若日子の葬儀の場面に「日八日夜八夜以、遊也」と見えるように「遊」には鎮魂・歌舞音曲の意もある。日本書紀一書一に「射鳥遊遊」(正文に「遊鳥楽為」とあるのによればいかにも狩猟の意で取れそうだが、鳥を狩ることに何か意味があったのであろうか。中西進は託宣神である事代主神が鳥の遊びをしていることに着目し、以下のように述べている。

古代、鳥は人間の目には、ことばを喋る動物として映った。そして、今その鳥にかかわっているのが他ならぬことばの神なのである。言代主は鳥の声を聞いていた。霊威なる鳥のことばをうかがっていたのであろう。鳥のなき声は、会話として聞かれ、やがて人間に言葉を発見させる。そのことばを今聞いて

いたのである。「遊」とは言うまでもなく、楽器を奏することである。楽器を奏するのは、鎮魂の実修であり、ここでもおそらく楽器を奏して鳥の声をうかがっていたことだろう(『古事記を読む』2 天降った神々』角川書店、一九八五年一二月)。

## ○魚取り

新編全集に「漁をすること。語源的には、スはイソ(磯)の交替形イスの転、ナは「魚」、トリは「取り」の意か。」とある。日本書紀正文に「以釣魚為楽」。なお、日本書紀正文では「釣魚」に対して「或曰」として「遊鳥楽為」を挙げ、一書一では「射鳥遊遊」のみを挙げており、古事記のように鳥遊・魚取の両方を行ってはいない。

## ○御大の前

『日本書紀』正文に「出雲国の三穂の碕」、一書一に「三津の碕」とある。『出雲国風土記』島根郡に「御津浜」があるが、仮にこの地だとすると島根郡の西側、秋鹿郡寄りの浜となり、島根半島東端の美保関とはかなり離れ

ていることになる。

### ○天の逆手

この後の「打つ」動作につながる。「逆手」とあるので、通常とは異なる手の打ち方をするようであるが、記伝に言うように「掌を外になして拍を云」か、若しくは「左と右との上下を、逆にやり違へて拍を云」か、定めがたい。『伊勢物語』九十七段に「天の逆手を拍ちてなむ呪い居るなる」とみえ、呪いの所作となっているが、ここは呪いをかけるような場面ではないので、これも記伝が言うように「吉善事にも渉て爲けむ」こととして見るべきであらう。

### ○青柴垣に打ち成して隠りき

前文からの繋がりでみると、乗ってきた船を踏み傾けて、天の逆手を打ってその船を青々とした柴垣（フシカキ）に変えて隠れた、といった意味になる。「訓柴云布斯」との訓注が付いているので、「柴」は「フシ」と訓む。清寧記の歌には「斯婆加岐」（106歌）「志婆如岐」（108歌）

の例があり、フシカキとシバカキを同じ物とする見方もあるが、「フシカキは、古代の漁法に使う仕掛けの一つで、水中に灌木をめぐらし、開口部から魚を誘い込んで捕らえるもの（簀立ての類）」という説がよい。シバカキは、単に灌木を編んだ垣根と意味する」と新編全集に言うように、「シバカキ」と同一視されないようにここに訓注を付したものと思われる。神が乗ってきた船がひっくり返って、それが岡となるという話や、船をひっくり返してそこに鎮座する話は「風土記」にしばしば見られる（『播磨国風土記』揖保郡神阜など）。「隠りき」については次節（古事記注釈四十二）参照。

### ○建御名方神

記伝は「建・御」は称え名、「名」は字義通り、「方」は「堅」の意の称え名とする。全註釈は名義は未詳としつつミナカタとムナカタ（胸形・宗像）はもと同義であったのではないかと述べる。西郷注釈は、ミナカタは宗像と同じく語源は水渇であるとし、諏訪湖に縁のある名で

あるとみる。神名帳に諏訪郡南方刀美神社二座がある。新編全集は「ミ（水）＋ナ（の）＋カタ（方）」と語義解釈は異なるが、やはり諏訪湖畔をさすかとする。集成は「南方刀美」は「南方（南の方角）の神霊」の意であるとし、この南方は製鉄炉の四本の押立柱の中の南方の柱のことをさす等の理由からこの神を製鉄神と捉えている。

### ○此を除きては無し

系譜に記された中の鳥鳴海神には触れることなく、系譜には登場しない建御名方神を挙げて、「他に子どもはいない」という宣言をしている。つまり物語上では、既に退場してしまっている阿遲鉏高日子根神はともかくとして（この阿遲鉏高日子根神の退場も、大国主神の子として意図的に舞台から排除されたものと考えられる）、事代主神は隠退し、建御名方神は諏訪に封じられ、大国主神自らも隠れると描くことで、大国主神の血統に、天下を支配する存在は出現しないということを示唆しているものと思われる。十七世まで続く子孫は、出雲に隠

遁した「出雲大神」（垂仁記）の立場を継承していくものとして位置づけられているのではなからうか（谷口『古事記』上巻・出雲系系譜記載の意義）『日本神話をひらく』フェリス女学院大学、二〇一三年三月より）。

### ○忍ぶ忍ぶ如此物言ふ

「しのぶ」は「こらえる、たえる」「つつみ隠す、秘密にする」。ここは後者の意となるか。記伝は「さて此御使、<sup>ゴト</sup>實は密隠して議れるには非じを、<sup>ハカ</sup>己に不令聞て議るを咎めて、<sup>トガ</sup>忍々とは云なり」と説き、「物言ふ」について、何を話していたのかを知らながら「何事言とも知らぬさまに、故らにおほめける言なり」と指摘する。西郷注釈も「なにをこそこそやっているのかということだが、それは必ずしも密談を意味しない。事の趣は承知しながらも、天つ神の詔命にたやすく従うのを不服として、かく咎めたのだ」と説いている。

### ○その御手を取らむ

「御手」とあることについて、西郷注釈は「天つ神を

貴しとする觀念が干渉したためである」とするが、建御名方神の「誰ぞ、我が国に来て、忍び忍びに如此物言ふ」という態度からすれば、ここは「断じて「其の手を取らむ」でなければならぬ」と述べている。新編全集も「建御名方神が無意識に天つ神の側の權威を認めたことの表現か」と指摘する。

○其の御手を取らしむれば、即ち立氷に取り成し、亦、  
釵の刃に取り成しき

「其の御手」は前項に述べた通り建御雷神の手を指す。取らしむれば「令取其御手者」とあるので、建御雷神が建御名方神に手を取らせたことになる。問題は「即取成立氷、亦取成釵刃」というように「立氷」「釵刃」に「取り成した」のが建御雷神自身の手であったのか、それとも建御名方神の手を「取り成した」のかという点である。全註釈・集成・思想などの注釈書は建御雷神が釵神

である故に自身の手を釵・氷に変じさせると取る。その点では記伝も同じだが、記伝は「建御雷神の御手を捉て、立氷に變化なり」と、「取り成す」のは建御名方神であるとする。ただし「此は建御名方神の、自の心より如此變化るにはあらず、建御雷神の、例の奇く靈き徳を以て變化て、御名方神を威せる所為なり」と解して結局は建御雷神の靈威によるものと捉える。文脈上「取成」の主語を建御名方神とみてのことであろう。一方で、新編全集は「建御名方神の手をつかんで「立氷」に変化させるの意」と解している。素直に読むならば、建御雷神が降臨時に釵の先に足を組んで座って威嚇したように、自身の手を取らせて、その手を立氷・釵に変えて靈威を示したということであろう。

○捻り批ちて

この表現については、【補注解説二】参照。

## (四十二) 葦原中国平定(七)

【校訂本文】底本＝真福寺本(505行、520行)

故、更且還来、問<sup>二</sup>其大國主神<sup>一</sup>、「汝子等、事代主神・建御名方神、二神者隨<sup>二</sup>天神御子之命<sup>一</sup>勿<sup>レ</sup>違白詔。故、汝心奈何」。余答白之、「僕子等、二神隨<sup>レ</sup>白、僕之不<sup>レ</sup>違。此葦原中國者隨<sup>レ</sup>命既獻也。唯、僕住所者、如<sup>二</sup>天神御子之天津日繼所<sup>一</sup>知<sup>レ</sup>之登隨流<sup>下</sup>」<sup>此三字以音下效</sup>。而、於<sup>二</sup>底津石根<sup>一</sup>宮柱布斗斯理<sup>此四字以音</sup>、於<sup>二</sup>高天原<sup>一</sup>水木多迦斯理<sup>多迦斯理四字以音</sup>而治賜者、僕者於<sup>二</sup>百不足八十垺手<sup>一</sup>隱而侍。亦、僕子等百八十神者、即八重事代主神、為<sup>二</sup>神之御尾前<sup>一</sup>而仕奉者、違神者非也」。如此之白而、於<sup>二</sup>出雲國之多藝志之小濱<sup>一</sup>造<sup>二</sup>天之御舍<sup>一</sup>」<sup>多藝志三字以音</sup>而、水戸神之孫櫛八玉神為<sup>二</sup>膳夫<sup>一</sup>、獻<sup>二</sup>天御饗<sup>一</sup>之時禱白而、櫛八玉神化<sup>レ</sup>鵜、入<sup>二</sup>海底<sup>一</sup>、昨<sup>一</sup>出底之波迹<sup>此二字以音</sup>、作<sup>二</sup>天八十毗良迦<sup>一</sup>而、鎌<sup>二</sup>海布之柄<sup>一</sup>作<sup>二</sup>燧白<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>海尊之柄<sup>一</sup>作<sup>二</sup>燧杵<sup>一</sup>而、橫<sup>二</sup>出火<sup>一</sup>云、是我所<sup>レ</sup>燧火者、於<sup>二</sup>高天原<sup>一</sup>者、神產巢日御祖命之登隨流天之新巢之凝烟<sup>調凝烟云</sup>之八拳垂麻弓燒舉<sup>字以音</sup>、地下者、於<sup>二</sup>底津石根<sup>一</sup>燒凝而、桺繩之千尋繩打莖、為<sup>レ</sup>釣海人之、口大之尾翼鱸<sup>調鱸云</sup>、佐和佐和迹<sup>此五字以音</sup>控依騰而、打竹之登遠<sup>此七字以音</sup>と登遠<sup>此七字以音</sup>と迹<sup>此七字以音</sup>、獻<sup>二</sup>天之真魚昨<sup>一</sup>也。故、建御雷神、返參上、復<sup>下</sup>奏言<sup>二</sup>向和<sup>一</sup>平葦原中國<sup>一</sup>之状<sup>上</sup>。

## 【校異】

- ①底本「月」。道祥本以下に従って「日」に改める。  
 ②底本「怕」。道祥本以下に従って「垺」に改める。  
 ③底本ナシ。兼永筆本以下に従って「神」を補う。

④底本「吹上」。道祥本以下に従って「昨」に改める。

⑤底本「汝」。道祥本以下に従って「海」に改める。

⑥底本「子」。道祥本以下に従って「千」に改める。

⑦底本「之」。道祥本以下に従って「云」に改める。

⑧底本ナシ。兼永筆本以下に従って「登遠々」を補う。

# 【訓読文】

故、更に且還り来て、其の大国主神を問ひしく、「汝が子等、事代主神・建御名方神、二一の神は天神御子の命に違ふこと勿けむと白し詠りぬ。故、汝が心は奈何に」ととひき。余くして答へ白ししく「僕が子等、二一の神の白す随に、僕は違はじ。此の葦原中国は命の随に既に献らむ。唯、僕が住む所は、天神御子の天津日继知らず登陞流天之御巢の如くして、底津石根に宮柱布斗斯理、高天原に氷木多迦斯理て治め賜はば、僕は百足らず八十垺手に隠りて侍らむ。亦、僕が子等百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前として仕へ奉らば、違ふ神は非じ」とまをしき。

如此白して、出雲国の多藝志の小濱に天の御舎を造りて、水戸神の孫櫛八玉神を膳夫とし、天の御饗を献る時に禱き白して、櫛八玉神鵜に化り、海の底に入り、底のはにを咄ひ出で、天の八十毗良迦を作りて、海布の柄を鎌り燧白を作り、海尊の柄を以て燧杵を作りて、火を横り出して云ひしく、「是の我が燧れる火は、高天原には、神産巢日御祖命の登陞流天の新巢の凝烟の八拳垂るまで焼き挙げ、地の下は、底津石根に焼き凝らして、桮縄の千尋

繩<sup>なはう</sup>打ち<sup>は</sup>延<sup>つり</sup>へ、釣<sup>つり</sup>する海<sup>あま</sup>人の、口<sup>くち</sup>大<sup>おほ</sup>の尾<sup>を</sup>翼<sup>はたす</sup>鱧<sup>き</sup>、さわさわに控<sup>ひ</sup>き依<sup>よ</sup>せ騰<sup>あ</sup>げて、打<sup>う</sup>つ竹<sup>たけ</sup>のとををををに、天<sup>あめ</sup>の真<sup>ま</sup>魚<sup>なぐ</sup>昨<sup>ひ</sup>献<sup>たてまつ</sup>る。」といひき。

故<sup>かれ</sup>、建<sup>た</sup>御<sup>み</sup>雷<sup>らい</sup>神<sup>かみ</sup>、返<sup>かへ</sup>り参<sup>ま</sup>る上<sup>のほ</sup>り、葦<sup>あし</sup>原<sup>はら</sup>中<sup>ちゆう</sup>国<sup>こく</sup>を言<sup>こと</sup>向<sup>む</sup>け和<sup>やは</sup>平<sup>へい</sup>す状<sup>かたち</sup>を復<sup>かへり</sup>奏<sup>そう</sup>す。

### 【現代語訳】

そうして、再び戻ってきて、その大国主神を問い質して言ったことには、「お前の子どもたち、事代主神と建御名方神、二はしらの神は天神御子のお言葉に違うことは無いと申し上げ終わった。それで、お前の心はどうであるのか」と尋ねた。それで、お答え申し上げて言ったことには、「私の子の二はしらの神が申し上げた通り、私の心も違うところはあります。この葦原中国はお言葉に従ってすべて献上しましょう。ただ、私が住む所は、天神御子が天つ日嗣を継承して統治なさる満ち足りた天のお住まいのように、地底深くにある大きな磐に宮の柱を太くしつかりと立てて、高天原に千木を高くそびえさせて治めてくださるならば、私は百足らず八十Ⅱ多くの道の曲がり角の奥にある見えない世界に隠れてお仕え申し上げましょう。また、私の子の百八十神は、八重事代主神がその神々の先頭と後尾に立ってお仕えするならば、逆らう神は居ないでしょう」と申し上げた。

(大国主神は) このように申し上げて、出雲国の多芸志の小浜に天神をもてなすための御殿を作り、水戸神の孫の櫛八玉神を調理神として、天神に食事を献じる時に祝いごとを申し上げて、櫛八玉神は鵜となって、海の底に入り、底の粘土状の土をくわえ出してきて、たくさんの方の天の器を作り、海藻の茎を刈り取って火を熾す臼を作り、海藻の茎を使つて火を熾すための杵を作つて、(大国主神が) 火を鑽り出して言ったことには、「この私が鑽った火は、高天原には、

神産巢日御祖命の満ち足りた天の新しい住居に煤が長く垂れるくらいに炊き上げ、地下の方には、大きな磐に届くまで焼き固めて、栲縄の千尋もある長い縄を伸ばして張り、釣をする海人が、口の大きな尾鰭の張った立派な鱈を、ざわざわと音を立てて引き上げ、打竹が撓むように料理台が撓むほどたくさんに、天の魚の料理を献上します」と言った。

そうして、建御雷神は、(高天原に) 返り参り上り、葦原中国を言葉で以て従わせて平定したことを報告申し上げた。

# 【語釈】

## ○天津日継

日の御子として統治権を受け継ぐことを示す語。「天津日統」「日継」「日統」とも。応神記に「宇遲能和紀郎子は、天津日継を知らせ」、允恭記に「天皇、初め天津日継を知らさむと為し時に」「日継を知らすこと得じ」「木梨之輕太子の日継を知らすことを定めたるに」、清寧記に「是に、日継知らさむ王を問ひて」、顯宗記「即ち意富祁命、天津日統を知らしき」、武烈記に「日統を知らすべき王無し」と見える。

## ○登陁流

「十足る」で十分に満ち足りている意。安藤正次は琉球

語のテダ(太陽)を活用させた語とみて太陽の照り輝く意とするが、西宮一民はここだけ琉球語で説くのはいかかかとして「そ・ダル(具足)」と同じく「と・ダル(充足)」の意とし、「チダル(千足)、モモダル(百足)」と同発想で、十分に満ち足りている意の美称とする(修訂)。なお、『出雲国風土記』楯縫郡の郡名起源記事の中に「五十足天の日栖の宮」の語が見える。「五十足」ならば「十足」を更に大きくした表現になるが、「五」は細川家本・倉野本等では「吾」となっているので、「吾が十足」と訓むテキスト・注釈書もある。「吾が十足」であるとするならば、文脈の近似もある故、古事記の「登陁流」と同一の語ということになるう。



## ○天之御巢

巢は住処。「天神御子の天津日繼知らず登陲流天之御巢」とあるので、降臨する天神御子の住処（宮殿）を意味するか。後に降臨したニニギ命の宮殿造営にまつわる描写が同様に「底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷椽たかしりて」と表現されることと対応している。

## ○治め賜はば

「治」は「治天下」で多く使われるが、それ以外に以下の例がある。

①命せられし国を治めずして、

（神代記・三貴子の分治）

②「能く我が前を治めば、…」

（神代記・大国主神の国作り）

③「然らば、治め奉る状は、奈何に」

（同右）

④当該

⑤故、如此撥ひ治めて、参り上りて、覆奏しき。

（景行記）

⑥乃ち其の櫛を取り、御陵を作りて、治め置きき。

（景行記）

⑦「…八田若郎女を治め賜はず。…」

（仁徳記）

思想大系訓読補注は「治天下」及び①は「シラス」で訓み、それ以外の②③⑦については「統率安定させる、管理する意であるとする。⑥については埋葬の意とも取れるが管理する意とも取れるか、としている。新編全集は②③については「あるべき状態に落ち着かせることで、ここでは、神を祭ってその御魂を鎮める意」とし、当該④については「祭ること」と取る。

## ○八十垺手

「垺」は「垺」の俗字。以下「垺」で記す。「垺」は中国の古字書『爾雅』釋地に「邑外謂之郊 郊外謂之牧 牧外謂之野 野外謂之林 林外謂之垺」とあり、「邑」から最も離れたところが「垺」であるとされる（朱祖延主編『爾雅詁林』（中巻二六〇二頁）湖北教育出版社、一九九六年一月による）。『日本書紀』では「八十隈（隈此云矩磨渥）」

（神代下九段正文）と記されている。戸谷高明は「垺」と「隈」の字義の違いに着目し、和語クマデ（隈）は多くの角を曲がった所を指すが、「垺」はあくまでも僻遠の地を指すのであって、クマデ（隈）とは異なっているが、敢えて「垺」の字を宛てたところに『古事記』編者の意図があつたのではないかとして、「オホクニヌシの隠退の地が（遠隔の出雲）であることを効果的に表現しようとしたのではなからうか」と述べている（『古事記の漢語表現——垺』『凶醜』の用法）『古事記の表現論的研究』新典社、二〇〇〇年三月。初出は一九九三年九月）。

諸注釈では①黄泉国（記伝・全講・全註釈）、②根之堅州国（大成・思想大系）、③幽界（評釈）、④僻遠の地（幽界）（新校）、⑤僻遠の地（杵築大社）（西郷注釈）、⑥僻遠の地（出雲）（新編全集）などの諸説があるが、以上確認してきた内容からすれば、「八十垺手隠而侍」というのは、大国主神が国譲りをした後、「多くの道の曲がり角を通り、遠いところに隠れて控えて居りましょう

（お仕え致しましょう）」と理解できるが、それが具体的にどこを指すのかが定めがたい。大方は出雲から更に隠れた場所としての異界・幽界を想定するものが多いわけだが、出雲そのものを指しているのだとすれば、出雲は国譲りの範囲に含まないことになり、『出雲国風土記』意宇郡母理郷の神話と発想を同じくするということになる。そうした読み取りの可能性も否定できないように思われる。（参照、久保田恵梨「古事記神話における出雲の位置づけ」『上代文学研究論集』8号、二〇二四年三月）。○隠りて侍らむ

『古事記』の「侍」は他に五例、いずれも貴人の側に居る、仕えるの意を持つところから見れば、「隠」とはいつても、異なる世界に去って全く関わらなくなることではないらしい。事代主神も、後の大国主神の言葉の中に「（僕が子等百八十の）神の御尾前と為て仕へ奉らば、違ふ神は非じ」と見える。「仕奉」は『古事記』中に二十四例、結婚の承諾も含め、天神御子や天皇に対して文字通り

お仕えする意で使用されている。『古事記』神話冒頭部の神々も、「隠身也」とはあるが、その直後に伊耶那岐・伊耶那美に「命以一言依」をするのは冒頭の天神諸であらうから、「隠」れることがすなわち神々の世界と関わりなくなることではないらしい（参照、久保田恵梨『『古事記』神話における出雲の位置づけ』『上代文学研究論集』8号、二〇二四年三月）。

### ○僕が子等百八十神

日本書紀神代上八段一書六に「其の（大国主神の）子凡て一百八十一神有す」とある。『出雲国風土記』総記には在神祇官社として「一百八十四所」と記す。「出雲国造神賀詞」には「かぶろき熊野の大神くしみけのの命、国作りましし大なもちの命二柱の神を始めて百八十六社に坐す」と記す。延喜式神名帳には「出雲国一百八十七座」とする。

### ○神の御尾前

御尾（先頭）と御前（後尾）の意とされるが、他に例を

見ない。天武紀元年七月（壬申の乱）条に、高市県主許梅に事代主神・生霊神が神がかりして降した託宣の中に「吾は皇御孫命の前後に立ちて、不破に送り奉りて還る。今し且官軍の中に立ちて守護りまつる」とあるのと関連するか。「御前に（立ちて）仕へ奉る」という表現はこの後の天孫降臨の場面において、猿田毗古神、及び天忍日命・天津久米命の奉仕の様に使われている。「神」は、天神御子に帰順奉仕する諸神を指すとする説（記伝）、天神の御子を指すとする説（西郷注釈）があつて明確ではないが、仕え奉る対象が天神側であることは確かであろう。事代主神が天神側の守り神となることは、この神が出雲国造神賀詞の宮中守護四神の一神であること、また延喜式神名帳の宮中神三十六座の御巫祭神八座に事代主神が配されていることから了解される。

### ○多藝志の小濱

他に見えないこの地名については、所在未詳とするテキストが多い。「天の御舎」を杵築大社として捉える記伝の

場合は、「さて此は、杵築大社の地の古名と聞えたるを、此名他に見えたることなし」とする。西郷注釈は、記伝と同じく「天の御舎」を杵築大社と取るが、「イナサ」を「諾否」として捉えるのと合わせる形で、「タギシ」を「違はじ」から導き出されたとし、説話上の地名であることを暗示していると説く。一方で集成の頭注（八七頁）で「二説に、出雲大社の現在地より北方の簸川郡武志（今の出雲市武志町）。「多芸志」は凸凹した、またはくねくね曲った海岸線に基づく命名か」とする。集成はこの箇所を「出雲大社の縁起譚」として捉えており、次項に記すようにその点は賛同出来ないが、「タギシ」の語義の理解としては、右のように捉えられるのではない（但し同じ西宮一民氏のテキストでも修訂版の頭注では天の御舎を造ったのは大国主神であるとして見方を変えている）。なお多芸志の小浜については谷口雅博に（「イザサの小浜とタギシの小浜―葦原中国平定神話の地名―」『古代文学』60号、二〇二二年三月）がある。

### ○天の御舎

記伝をはじめとして、かつては、この「天の御舎」を出雲大社（杵築大社）のこととし、天神側が大国主神を饗応したという理解がなされることが多かったが、「（大国主神が）如此之白而、……造天之御舎而……、為膳夫、獻天御饗……」と続く文脈からすると、「白・造・為・獻」は皆大国主神の行為として読めるところから、現在ではこの「天の御舎」は出雲大社とは別であると捉え、大国主神の側が天神の使者の側を饗応したことを示すとする見方がなされて来ており、そのように理解すべきものと思われる（益田勝実「古事記における説話の展開」『古事記大成第二卷文学篇』平凡社一九九七年、矢嶋泉「古事記」〈国譲り神話〉の一問題」『日本文学』三七卷三号一九八八年三月、小学館新編日本古典文学全集『古事記』山頁頭注、三浦佑之「出雲とはいかなる世界か」『出雲神話論』講談社二〇一九年十一月等による）。従って大国主神は、「多芸志の小浜」の「天の御舎」における

接待饗応の後、「八十垺手」に隠れたことになる。「多芸志の小浜」は他に見えず、所在未詳の地とされるが、「天の御舎」が杵築大社とは別物であるとするならば、「多芸志の小浜」の所在も出雲大社近辺の地と考える必要性はないということになる（前項参照）。

### ○水戸神

ミ（水）ナナ（の）ナト（門）の神で河口の神。伊耶那岐命と伊耶那美命の国生みの際に、「次に水戸の神、名は速秋津日子神を生みき。次に妹速秋津比売神」とあった。

### ○櫛八玉神

櫛を「奇し」とし、八を多数の意とすることは諸注一致するが、玉は「霊」とみて「一身に多くの靈魂を持ち、さまざまな行為をなす神」とする説（集成）や、海の珠（真珠）と関連付ける説（西郷注釈・新編全集など）がある。

### ○天の御饗を献る

大国主神側が天神の使者建御雷神をもてなすために食事を献上する。【補注解説三】参照。

### ○天の八十毗良迦

献上する食事を入れるための容器。「天の御舎」「天の御饗」「天の八十毗良迦」というように「天」が冠されるのは、天神側をもてなすための殿舎・食事・容器であるためと見られる。

### ○燧白・燧杵

火を熾すための道具。穴の開いた板（燧白）に先のとがった棒状のもの（燧杵）を差し込んで、擦って火を熾す。なお、この箇所との関わりが指摘される出雲国造の火継神事については、【補注解説四】参照。

### ○天の新巢

「高天原には、神産巢日御祖命の、登陞流天の新巢」とあるので、先の「天の御巢」とは異なる。天上界にある神産巢日御祖命の新しい住処。燧白と燧杵で熾した火を天上界にある神産巢日御祖命の新しい住処に煤が長く垂れるほどに焼き上げるというのであるから、多芸志の小浜の天の御舎の真上に神産巢日御祖の住処があるという

ことになるうか。これまでの須佐之男命・大穴牟遲神の母神・大国主神と神産巢日御祖神との関わりからすれば出雲国（及び出雲の神々）と神産巢日との繋がりの強さがうかがえるし、出雲との繋がりににおいて「御祖命」と呼称されることも了解される。しかし、葦原中国平定の神話においてはこの神が直接登場する場面は無い。大穴牟遲神の復活や、大国主神の国作りに関与してきたこの神が、天上界に国を譲らせようとする交渉の場面では何故か登場しない。天の石屋神話や葦原中国平定の議においてもそうだが、この神は他の高天原の神々と同じ場面に登場することが無い。まさに「隠身也」とある如く、高天原においては隠れた場所に居ることであろうか。一方の高御産巢日神は諸々の神の居る場に現れているかの如くであるが、途中までは単独で発話する場面は無く、常に天照大御神と共に発話者として記載される。そして実際に身をもって行動する場面（矢を投げ返す場面）から「高木神」の名に変わる。この点も高御産巢日神が

「隠身也」であることと関わるのかも知れない。

# ○さわさわに

「さわ」は「さわく（騒）」の語基とされる。記伝は「釣取たる千萬の鱸を積たる舟を、桹縄して海人どもの挽寄すとて、呼ぶ聲々の、喧く噪しきを云」とする。他の注釈も概ね同じだが、新編全集は「多くの魚が、ざわざわと音を立てて引き上げられるさま」とする。仁徳記の歌に「つぎねふ 山代女の 木鋏持ち 打ちし大根 さわさわに 汝が言へせこそ 打ち渡す 八桑枝なす 来入り参る来れ」（63歌）とある。うるさく騒ぎ立てる様子を大根の葉ずれの音に喩えている。

# ○打つ竹のとををとををに

「打竹之」については、ウツタケノ・ウチタケノ・サキタケノ・サキタケノ等訓が分かれる。記伝は「打」は「拆」を誤ったものとして「佐伎陀氣」と訓み、万葉集7・1412「辟竹之背向尔宿之久（サキタケノソガヒニネシク）」を例としてあげる。神道大系は「打、桹也」

〔廣雅、釋言〕、「杙、楳也」〔類篇〕とあり、「楳、段借爲剖」〔説文通訓定聲〕とあるところから「打」を「剖」を訓めるとする。しかし「打」は古事記内では基本的に「ウツ」意で用いられていること、また諸本間での異同が無いことなどからウツタケノ若しくはウチタケノと訓むべきものと思われる。サキタケと訓む集成は「竹を裂いて作つた簀子の台」とし、ウチタケノと訓む新編全集は「とををとををに」にかかる枕詞とした上で「物を打

つために使う竹の棒を指すか」とする。ウツタケノと訓む思想は「一メートルもある釣り上げたばかりの生きのよいスズキを竹の棒で、たわむほど打って捕えるさまの形容句」ととる。以上のように道具を指すか、形容句ととるかで見方が分かれるようである。「とををとををに」は、撓み曲がるさまをいう「とををに」が繰り返された語。万葉集10・二三一五「白檀の枝も等乎々爾雪の降れば」など。

## 補注解説

## 【補注一】葦原中国平定神話における刀劍神について

葦原中国平定神話には、三番目の使者である建御雷神（建御雷之男神）と、その親である天之（伊都之）尾羽張神とが登場する。これらの神の解釈は諸説ある。

尾羽張（神）の名については、本居宣長『古事記伝』（『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、一九六八年七月）は、「尾」を「鋒」と解して「天の（稜威の）鋒の張った劍の神」、または「尾」を「雄」と解して「天の（稜威の）雄々しく刃の張った神」と二通りの解釈を提示している。敷田年治『古事記標註』（小野田光雄校注『古事記註釈』神道大系古典註釈編、精興社、一九九〇年三月）は、「尾」は蛇の尾とし、「羽張」は『古語拾遺』から「ははきり（蛇斬り）」の約と指摘する。西宮一民校注『古事記』（新潮日本古典集成、一九七九年六月）も、『古語拾遺』を参考にして「羽張」は「ははきり」とし、「はは」は大蛇、「あり」は存在を表すと指摘している。

また、建御雷神については、本居宣長『古事記伝』（前掲書）は「御雷」を「嚴」＋「の」＋「ち」（男の尊称）と、「雷」を借字として解釈している。荻原浅男・鴻巣隼雄『古事記 上代歌謡』（日本古典文学全集、小学館、一九七三年十一月）では、これは文字通り「雷」を指摘する。また、倉野憲司『古事記全註釈』第二卷（三省堂、一九七四年八月）は「御雷」を「嚴」＋「の」＋「靈」とし、さらに「雷」も意味すると、前二説をあわせた解釈をしている。この他に、吉井厳「タケミカツチノ神」（『天皇の系譜と神話二』塙書房、一九七六年六月）では、『日本書紀』での甕速日神との関係や「武甕槌神」という表記などから、もともと土器・容器の甕の神格であったと指摘している。



以上のように、この二柱の神名については様々に説かれるが、いずれの説でも威力ある刀劍神とみられる傾向にある。葦原中国平定の神話において、思金神が派遣者を選んでのは、神名から解されるように強大な刀劍神であったからと考えられる。ただし、『古事記』で第一候補として選ばれたのは天之（伊都之）尾羽張神であり、尾羽張神が子の建御雷神を派遣するように推薦したため、建御雷神が使者となったという展開になっている。このように、尾羽張神自身ではなく、建御雷神が派遣される展開であるのは、子神の方が威力の優れた神であったからだと思われる。二神は火神被殺神話にもその名がみえる。

是に、伊耶那岐命、御佩かしせる十拳の劍を抜きて、其の子迦具土神の頸を斬りき（中略）次に、御刀の本に著ける血も亦、湯津石村に走り就きて、成れる神の名は、甕速日神。次に、槌速日神。次に、建御雷之男神。亦の名は、建布都神。亦の名は、豊布都神（三はしらの神）。（中略）

上の件の、石析神より以下、闇御津羽神より以前、并せて八はしらの神は、御刀に因りて生める神ぞ。（中略）故、斬れる刀の名は、天之尾羽張と謂ふ。亦の名は、伊都之尾羽張と謂ふ。

この神話によると、伊耶那岐命が斬った迦具土神の血が湯津石村に付着して現れたのが建御雷之男神であり、「御刀」によつて生んだ神とされる。そして、その迦具土神を斬った「十拳の劍（御刀）」が天之（伊都之）尾羽張神（神）である。迦具土神＝火神を斬ったことから、尾羽張神は威力のある神とみることができだろう。葦原中国平定神話でも、天の安の河の水を操り、天の石屋への道を塞いでいることから、尾羽張神は凄まじい力をもつ刀劍神と位置付けられることに疑いはない。

そして、火神被殺神話で生まれた建御雷之男神を含む八神は、「御刀」のみによつて生まれたわけではなく、

迦具土神の血、湯津石村などの要素を取り込むことによって生まれている。八神は、それらの力を継承することになる故に、刀が親として位置付けられたとしても、その力能は親を凌駕することになる。特に湯津石村に走り就いた血から成った神六神のうち、最後に出現した建御雷神は、二つの亦の名を有することも含めて、最も良くそれらの力能を受け継いだと考えられる（鶉橋辰成『『古事記』火神被殺段の考察——因御刀所生——』（『上代文学研究論集』第六号、二〇二二年三月）。また、建御雷神の刀剣は「十掬剣」と記されるが、「拳」が拳一握りであるのに対し、「掬」が両手で掬う意味を示すところから、「十拳剣」と比べて建御雷神の刀剣は特別なものであり、「建御雷神の武神としての威勢」を表していると指摘される（岩田芳子『『古事記』建御雷神の神話』（『古代における表現の方法』塙書房、二〇一七年三月）。以上のことから、建御雷神が尾羽張神よりも威力の優れた神であったため、平定の使者となったのだと捉えられる。

また、火神被殺神話では伊耶那岐命の刀剣であった尾羽張が、葦原中国平定の神話では神になっているのは、名が示されることにあると思われる。岩田芳子『『古事記』倭建命の「御刀」（『古代における表現の方法』塙書房、二〇一七年三月）は、固有名刀の刀剣は独自の霊能を有することが期待され、「神代記における「剣」は、伊耶那岐命が佩く「もの」として霊威を発揮したことを由来として、名が附与され、独立した神格を持つ」に至ると指摘する。伊耶那岐命と一体だった「御刀」は、尾羽張という名を持つことで独立した神格を持ち、後に建御雷神の父神として登場することを可能にしたのだろう。これは、神武東征においても繰り返されており、神武天皇を助けるために降された建御雷神の刀剣は、「此の刀の名は、佐土布都神と云ひ、亦の名は甕布都神と云ひ、亦の名は布都御魂。此の刀は、石上神宮に坐すぞ」（中巻・神武記）と記されている。建御雷神の亦名は「建布都神」と「豊布都神」とであること

から、この刀剣は建御雷神から独立した神格として「布都」を共有する名が与えられているのであろう。

したがって、剣とその所有者との関係を考ええると、葦原中国の生成から平定に至る一連の流れの中に、それらを果たして行くための「剣の系譜」が位置付けられていると考えられるのである。

〔鶉橋辰成 日本上代文学〕

### 【補注二】「搯批」の訓について

「搯批」にはこれまで、「ニギリウチテ」（延佳）、「ニギリヒシギテ」（真淵）、「ツカミヒシギテ」（記伝）、「カキツカミテ」（校訂）、「ツカミテ」（西宮一民）、「ツカミウチテ」（思想）、「トリヒダキテ」（新編）、「クビリウチテ」（岡田高志）、等の訓みが与えられてきた。そのなかで、本居宣長『古事記伝』は当該の訓について、次のように述べる。

都加美比志岐弓と訓べし、如<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>若葦<sub>一</sub>と譬へたれば、必比志岐などと云べき處なり、二字共に比志具と訓べき義は、註には見えざれども、必然る勢はある字なり、【強て字注の義によらば、二字を登理氏などと訓べけれど、さては此處のありさまに叶はず、又延佳が爾岐理字知弓と訓るも非なり、爾岐留と宇都とは、連ねて言べき言に非ず、又師は爾岐理比志岐氏と訓れき、搯字に握也とも注あれば、此訓一わたりはさもと聞ゆれども、爾岐留とは、何となく捉ことに用ふ言にて、此の勢にはかなはず、都加牟は、荒く捉を云言にて、此にもよく叶ひ、字義にもたがはずなむある、（後略）】

『古事記伝』において訓の根拠は勢に終始しており、必ずしも強固な論拠を持つ訓とは言いがたいが、中村啓信『新版 古事記』（角川ソフィア文庫）に至るまで、多くのテキストが「搯批」の訓として宣長の「ツカミヒシギテ」を採用している。

他方、小島憲之は「搯批」を二字一訓とすべき可能性について言及しており、西宮一民（集成・聚注・修訂）はこれによって「ツカミテ」の訓を採用する。また、新編全集は「搯」は「捉」と同義でトル。「批」は字義からいえばウツだが、文脈に合わない。押しつぶす意とみて、ヒダクと読む。」として、『古事記伝』と同様に字義より文脈を優先し、字義にない「ヒダク」を採用して「トリヒダク」と訓む。

和語ヒダクの確例は『日本霊異記』上巻五縁の訓釈に「挫<sup>止利比太支川</sup>」（興福寺本）とあり、「挫」字には観智院本『類聚名義抄』に「ヒシク」「トリヒシク」とあるように、ヒシクに通ずる訓も確認できる。しかし「ヒダク」も「ヒシク」もともに「挫」字の訓である点は動かしがたく、「挫」が「批」と接点を持たない以上、文脈によって恣意的に採用することは、極力避けるべきであろう。本稿においては、字義に即した施訓を試みたい。

「搯」は『篆隸万象名義』によれば「握也、捉也、持也」と説かれており、握・捉・持のいずれにも共通する訓として、「トル」が挙げられる（築島裕『訓点語彙集成』<sup>2</sup>参照）。そして「批」はこれまでに触れてきたとおり、従来、ヒシグ・ヒダク・ウツの訓をあてられてきたが、ヒシグ・ヒダクを採るべきではない。

『篆隸万象名義』において「批」には「挫也」とあり、「挫」には「撃也、持頭髪也」との説明がある。このことについては既に小島憲之が触れるところであり、小島は「批」字に「ニギル・ツカム・モツ」の訓を当てることが可能と述べた。しかしむしろ、ここでは看過された「撃也」を重視すべきであろう。「批」をウツと訓んだのは度会延佳の『鼈頭古事記』と思想大系のみであり、主流の訓とは言いがたいが、当該の訓については次のような字義的根拠が挙げられる。

まず、『文選』卷十八・琴賦（嵇康）の「觸撫如志、惟意所擬。」につけられた李善注では「説文曰、批、手撃也。」

與攙同。蒲結切。」と述べられている（なお、『説文解字』卷十三・手部には「攙、反手擊也。」とある）。『文選』が記紀編纂当時において必読の書であったことを俟たず、また『文選』が李善注によって読まれてきたことも同じである。小島は「批」は「摔也」とみえ、「摔」は「擊也、持頭髮也」の訓詁をもつ。恐らく『玉篇』の一部には、「説文、持頭髮也」の訓詁が存在したものとみられる。」というが、迂遠な方法で「批」と「持頭髮也」とを結びつけるよりも、奈良時代に確実に確認されていた『文選』李善注を参照する方が妥当ではないだろうか。また『春秋左氏伝』莊公十二年の記事「遇仇牧于門、批而殺之。」には「批」について「字林云、擊也。」と注が付されており、佚書である『字林』にも『説文解字』と同様に「批」を「擊」と同じとしたことが確認できる。学令によって大経に定められた『春秋左氏伝』が当時の官人層にとり極めて重視されていたことを鑑みれば、『文選』同様に「批」字の理解として「擊」の意を重視することの蓋然性は決して低くない。

『古事記』当該条において、建御雷神は建御名方神の手を取ろうとし、「若葦」を取るように（如取若葦）して、「搯批」する。「搯」字をトルと訓みうることは先に触れたとおりであり、「若葦を取る」という比喻表現とあわせても訓に難は無からう。そして従来問題となっていた「批」字についても、『説文解字』や『文選』李善注、また『春秋左氏伝』『隸万象名義』などの例によって「擊也」という字義が明白であり、「ウツ」と訓むことが妥当であると思われる。『古事記伝』や新編全集『古事記』は文脈によってこれを排したが、建御雷神が建御名方神の手を取り、打って、投げ飛ばす、という解釈が全く通らないということとはなからう。解釈のしようがないわけではない以上、字義を逸脱して定める訓と解釈とは躊躇いを禁じ得ない。

以上のことから、本注釈では「搯批而」を「トリウチテ」と訓む。

## 註

(1) 『国宝 真福寺本古事記』(桜楓社、一九七八年)の解説において小島は「搯」も「批」も、ニギル・ツカム・モツと云つたたぐひの国語を当てることが可能であり、「搯批」の二字の訓として、これらの訓を当てることもできよう。「批」をわざわざウツなどと訓むにも及ぶまい。」と述べる。

(2) 岡田高志「倭建命」論—西征・東征における逸脱と秩序—(『文学史研究』五六、二〇一六年三月)は、「搯」字の訓について、九条家本『文選』古訓に「クビル」があることを指摘する。また『日本書紀』神代上第五段一書六の「縊殺」に付された兼方本の訓「クビリコロサム」を参考に、『古事記』中巻の小碓命の動作「搯批」を「クビリウツ」と訓み、「相手の首を締め付け、打つ」意とするが、建御雷神の行為は相手の「手」を捕らえるものであるため、本稿が考察対象とする場面の解釈としては従えない。『古事記』上巻と中巻とで同じ表現(搯批)の意味が変化する蓋然性も低いため、稿者は本解説の考察により、景行記においても「トリウツ」と訓むべきと考える。

〔小野諒巳 日本上代文学〕

## 【補注三】 櫛八玉神の饗応

『古事記』上巻の国譲りの段で特に丁寧な描写が行われているのが、天神への饗応場面である。その内容を、①「誰が」、②「どのように」、③「何で」饗応したのか、という要素で考えてみたい。

まず①「誰が」は、櫛八玉神で、水戸の神の孫とする。水戸の神は、『古事記』上巻の国生みの段で、「速秋津比古速秋津比賣」とあるので、この両神に当たる。また、速秋津比賣は、『延喜式』卷八「水無月晦日の大祓」では、「荒潮の、潮の八百道の八潮道の潮の八百会に坐す速開都比賣」とあり、その神格の基礎には海の潮の働きがあることが

分かる。櫛八玉神は、少なくとも、海の潮の神の系譜に連なる神として位置付けられる。その意味は、海の潮の恵みの食材を調理して天神を饗応するという文脈につながると考えられ、これは、饗応の場が「多藝志の小濱」とされていることと整合する。そこでの饗応は、特別な海の食材を中心とする必要があり、膳夫となる櫛八玉神は、海の恵みを充分に受け、間違いなく調理を行うために、水戸神の孫でなければならなかったのだろう。

次の②「どのような」では、特別に食器を準備し、火鑽して、饗応用の建物を建て、特に丁寧に火を焚き調理を行う様子を詳細に記すところに、櫛八玉神の饗応の特徴がある。特に、ここでは食器・食膳の準備が、通常とは異なる特別な手順で行われることを強調する。さらに、饗応を行う場も通常の建物ではなく、多藝志の小浜に特別に建てた天の御舎である。これらの全体的な内容は、饗応というよりは古代祭祀の構成「祭式」に近い。

古代の祭祀の祭式については、延暦二三年（八〇四）成立の『皇太神宮儀式帳』で確認でき、六・十二月の月次祭、九月の神嘗祭の全体的な祭式を記録している。その特徴は、祭祀は準備段階から厳格に行われる点にある。神酒を入れる甕、神饌を盛る土師器は、すえものつくりのうちびと陶内人・土師器作物忌が特別に作り、その他の調理具も同様に、特別に調製される。当然、神酒は酒作物忌が種々の罪事を祓い清め醸造し、塩は御鹽焼物忌が特別に焼いて作る。神宮における土器調製は、土師器作物忌の本拠地（多気郡有爾郷）に近い北野遺跡で六世紀代には、土器焼成土坑が出現しており、その伝統は古墳時代後期以来の伝統をもつと判断できる。

さらに、神嘗祭の御贄（神饌）は、志摩国の神戸や度会郡から納められる海産物に、禰宜・内人・物忌父等が伊勢国と志摩国の境の海で漁した海産物を加える。禰宜以下が、直接、御贄の食材を漁することと関連するのが、鵜の存在である。『古事記』櫛八玉神の饗応では、櫛八玉神が鵜となり海底の埴を喰い出すことが描写される。鵜の



造形は、古墳時代中期、五世紀後半の保田八幡塚古墳の形象埴輪群に含まれ、鵜は嘴に魚をくわえ、側には鵜飼と考えられる人物埴輪が立つ。五世紀代には、鵜飼による漁撈が定着していたことがうかがえる。櫛八玉神が鵜となる描写は、この漁法の伝統を受けており、それが重要な食材の入手など準備段階で行われていた事実を反映していると考えられる。

また、特別に殿舎を新たに建て多数の食材で饗応することは、基本的に踐祚大嘗祭（以下、大嘗祭）と同じである。大嘗祭の斎場の大嘗宮は、『儀式』によると、東西の悠紀院・主基院に分かれ、ともに内部は神饌の調理・準備を行う白屋・膳屋と、天皇が手ずから皇祖神への饗応を行う正殿、神のための御厠を配置し、周囲を宮垣で区画遮蔽する。大嘗宮は、神饌の最終的な調理、盛り付けから饗応まで行える建物群であり、饗応の祭祀が終了すれば、直ちに解体された。まさに神の饗応のための殿舎という性格をもっていた。

この建物の構造・規模と配置は、平城宮の発掘調査で発見された元正天皇・聖武天皇など六代の天皇の大嘗宮で共通し、確実に八世紀前半には遡る。また、『日本書紀』と『続日本紀』によると、天武天皇から元正天皇・聖武天皇までは連続して大嘗祭は実施されているので、大嘗祭の饗応の祭式と大嘗宮の構造は、七世紀末期の天武天皇の時代に遡る可能性が高く、その祖形は大化前代の新嘗に求めることができる。

つまり、櫛八玉神の饗応は、大化前代、古墳時代（少なくとも中・後期、五・六世紀）以来の祭祀の伝統を下敷きとして描写されていたと考えてよいのではないだろうか。

最後の③「何で」は、長い釣り縄で釣り上げた特別に大きな鱈である。なぜ鱈なのかを考えるのに、奈良県藤原宮の北面中門地区出土の木簡「出雲評支豆支里大贅煮魚 須々支」（奈良文化財研究所WEBデータベース「木簡庫」）



が参考となる。出雲国の出雲評いずものこおりの支豆支里きづきのさとから大贄の煮魚として須々支（鱸）が、藤原宮に納められていたのである。出雲評は、後の出雲郡で、『大宝令』施行により「評」が「郡」となるので、木簡の年代は七世紀末期の六九〇年代となる。支豆支里は、『出雲国風土記』で神亀三年に「寸付」から「杵築」へと字を改めた杵築郷きづきのさとにあたる。

杵築郷は、大国主神を祀る杵築大社が鎮座する地である。そこから七世紀末期、天皇の食膳（大贄）として鱸が納められていた事実は、当時、出雲の支豆支里の鱸は、大贄に相応しい魚との認識が朝廷にあったことを示す。櫛八玉神の饗応は、天神への饗応であり、その中心に鱸を位置付けたことは、大贄と鱸との対応関係と一致する。こう考えると、櫛八玉神の饗応の舞台は、出雲郡の寸付（杵築）郷を意識して形成された内容だったのではないかと推測できる。なお、櫛八玉神の饗応の祭祀的な性格から考えると、出雲郡寸付郷と鱸との繋がりは、七世紀末期段階で既に伝統的なものとなっていた可能性は高いのではないだろうか。

『古事記』上巻、国譲りの段の櫛八玉神の饗応は、古墳時代以来の古い祭祀の伝統に裏付けられた内容といつてよい。また、同時に古代祭祀の本質は神への丁寧な饗応にあることを、櫛八玉神の饗応は示しているのである。

## 参考文献

- ・ 笹生 衛 『まつりと神々の古代』 吉川弘文館、二〇二三
- ・ 中川経雅 『大神宮叢書 大神宮儀式解 前篇』 神宮司庁編、臨川書店、一九七〇
- ・ 若狭徹編 『保渡田八幡塚古墳 史跡保渡田古墳群 八幡塚古墳保存』 群馬県教育委員会、二〇〇〇

〔笹生 衛 日本考古学・日本宗教史〕

## 【補注四】火継神事

## はじめに

出雲大社宮司は、天照大神の御子天穗日命を祖神にもち、現在も出雲国造いそくさうと称され崇められている。

それは神代以来の継承者という理由だけではなく、祭神大国主神の御杖代（依り代）として、厳修な日常生活を送ってきたからである。<sup>①</sup> しかも明治五年まで出雲国造は襲職すると、一般人と別の火、すなわち聖火で調理した食事しかとらなかった。その襲職式を火継式ひつぎといい、その神事を火継神事という。

出雲国造は、南北朝時代の興国四年（一三四三）に千家氏と北島氏に分かれる。それ以降、明治四年まで奇数月を千家国造が、偶数月を北島国造が出雲大社の神事を担当してきた。しかし、火継神事や新嘗会は、両国造とも行うことから相違点が出る。本居宣長は『古事記伝』十四之巻に「おひつぎの考」で火継神事を紹介するが、その相違点を論じなかった。

火継神事は、千家尊福『出雲大神（訂正再版）』（大社教本院、大正一〇年）と千家尊統『出雲大社』（学生社、昭和四三年）が詳しい。

火継神事の研究は、藤井貞文「出雲国造継承法の研究」（神道学会編刊『出雲神道の研究 千家尊宣先生古稀祝賀論文集』昭和四三年）、平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』（大明堂、平成元年）、岡田莊司「出雲国造の新嘗会と火継神事」（島根県古代文化センター編刊『出雲大社の祭礼行事―神在祭・古伝新嘗祭・涼殿祭 島根県古代文化センター調査研究報告書6』平成十一年）が白眉である。これらを参考に「火継神事」について紹介しよう。

## 一、出雲国造について

出雲大社周辺には古墳がなく、古来聖域であった。たとえば、境内地から縄文時代後・晩期の土器が出土し、四世紀後半の祭祀遺跡も発掘されている。<sup>(2)</sup>ただし、出雲国造の出雲臣は、出雲大社が鎮座する出雲国西部ではなく東部で発展した。それが六世紀半ばである。<sup>(3)</sup>律令制下、郡司を兼務して意宇郡で活動するが、延暦一七年（七九八）三月の太政官符で、国造の意宇郡大領（郡司の最高地位）兼帯の禁止が命じられると、本拠地を出雲郡へ移した。

出雲国を代表する神社は、熊野神社と出雲大社である。「出雲国造神賀詞」にもこの順で明記され、『令義解』には、出雲国造の奉斎神は天神、地祇は出雲の大汝神とあった。また、『三代実録』貞観九年（八六七）条には、熊野神社が正二位勲七等、出雲大社が正二位勲八等に昇叙したとある。

ところが、『先代旧事本紀』『陰陽本紀』は、「建速素戔嗚。坐<sup>(4)</sup>出雲国熊野杵築神宮」<sup>(5)</sup>とある。この「熊野杵築神宮」とは、最近の研究では出雲大社だとい<sup>(4)</sup>う。とすると、九世紀頃から出雲国造が出雲大社を本拠地にして天神を祀った、と考えられていたのかも知れない。

その後、出雲大社は高層建築でも有名になり、出雲国司も「天下無双之大厦、國中第一之靈神」<sup>(6)</sup>（康治元年・一一四二）と称した。

このように平安時代後半には、出雲大社が名実ともに出雲国第一の神社になっていたのである。

安元二年（一一七六）、国司は出雲宗孝を「国造職」に補任する。当時、出雲国造は「杵築大社惣檢校職」と「神主職」も兼務していた。ところが、次の国造孝房は、源頼朝から「杵築大社惣檢校職」を停止させられる（『吾妻鏡』）。

その頃、寂蓮法師が出雲大社に参詣し、「やはらくる光や空にみちぬらん雲にわけ入ちきのかたそき」（『寂蓮法師集』）と歌った。

宝治二年（一二四八）十月二十七日、国造兼神主職の出雲義孝は、国司と協力して正殿遷宮を斎行。その式次第を載せる「杵築大社造宮所注進」に「御体奉懷之時（国造義孝誦文在之）<sup>⑦</sup>」と記した。これは御神体を御輿から神座に奉遷する時、国造は「誦文」しつつ「御体奉懷」、すなわち御神体を抱きかかえて神座にお遷しすることを表す。

それについて、岡田氏は「国造の大切な職務は大社の造宮、遷宮の実施であり、遷宮儀式において「御体」（御神体のこと）を懷き奉ることであった。「御体」を懷くためには、厳しい斎戒が求められることになり、神聖な食膳調理の徹底が図られていたことは、祭祀の本義から照らしても誤りのないところである」（前掲論文九一頁）と、国造の意義を端的に説かれた。

翌年、国造義孝は神魂社領大庭・田尻保の地頭職を鎌倉將軍九条頼嗣から安堵される。国造は鎌倉幕府の御家人でもあった。岡田氏は、その時代に「神魂神社は国造に管轄され、同社において神火相続の火継神事と新嘗会の祭儀が行われていたことは確実である」（同九〇頁）という。

その後、出雲国造は千家氏と北島氏に二分するが、火継神事も新嘗会も神魂神社で明治三年まで行われた。<sup>⑧</sup>

## 二、火継神事について

国造の意義は古来不変である。そこで平井氏前掲書から近世の火継神事について説明しよう。

火継神事は、前国造が亡くなってから（または位譲後）七日間にわたり行われる。現在は杵築の国造邸にあるお火所

で行った後、熊野神社へ参るが、近世までは神魂神社で行われた。

国造が危篤になると、神魂神社へ飛脚が出され、火継式の準備が始まる。国造が亡くなると、改めて飛脚が神魂神社に出され、新国造の出立時刻と熊野神社から火切板を神魂神社に届けるよう伝えた。

新国造は、前国造の忌に服さず、潔斎して新しい白衣に袴を着け、道服を羽織って、十一里離れた神魂神社まで急行する。その時、国造は駕籠に乗り、介添えの上官じょうがん（出雲大社の上級神職）は馬に乗った。新国造は家伝の宝物で

ある火切りを、千家国造は権檢校（平岡上官）に渡すが、北島国造は自ら袋ごと首にかけて携行した。

神魂神社に到着すると、国造は祓を受けて籠り所に入り、精進料理を食べる。潔斎した国造は、白衣と足袋の姿で籠り所から本殿へ向い、階下で祓を受け、昇殿して御扉前で装束を着ける。そして、殿内に入り小内殿（北面）に向い礼拝した。神拝がすむと、御簾と几帳をおろし、国造は火切りを受けて神前に向き直り、新しい小刀で火切臼の火口を切る。その後、国造は小内殿を脇に北面し、千家国造の場合、権檢校と別火（神魂神社神職）が火切臼を中に対座して、この三人で発火した。次にその火で殿内に設けた「作りいろり」で、出雲大社神田の米一合ばかりを炊飯し、国造が神前でいただく。

これにつき、藤井氏は「聖火に依て作られた食物に重点があり、更に其食物を食べる事に最大の意味」（前掲論文一九頁）があったといい、平井氏は、ここで「国造ははじめて大社の祭祀者たる正式の資格を備えることにな」（前掲書六四頁）ったという。

この行事が済むと、熊野神社の社人が持参した新しい火切臼と火切杵で鑽火し、神魂神社本殿床下に臨時のお火所が設けられる。大庭滞在中の国造は、ここで調理された食事をとった。

神前では「とりあえずの御供」と称す神饌を国造が捧げ、祝詞を奏上した後、参籠する。

これで一日目は終了。すると、杵築へ飛脚二名が伝達に向かい、それを受けて前国造の葬儀が始まる。

二日目は、国造が神前に「もろ御供」（出雲大社で最も鄭重な献供）を供え、歯固め・一夜酒頂戴・百番の榊舞・湯立などの神事を行った後、参籠。その晩、神事の相撲が行われた。

三日目は、明け方、国造は潔斎し、境内の貴布禰社に参拝。その後は終日参籠。

四日目は、未明、国造は神魂神社本殿と貴布禰社の参拝をすませた後、杵築へ帰る。なお、熊野神社から届けられた火切板を二つに割り、新嘗会のために一つを大庭の国造別邸のお火所に残した。

国造は駕籠に乗って出雲大社へ戻り、舞殿を拝礼した後、庁の舎で参籠する。

五・六日目は、庁の舎で終日参籠。

七日目の早朝、国造は庁の舎から輿に乗り、出雲大社本殿内に参入してお籠り成就の参拝をし、「御継目の御供」を進納する。これが正式な国造としての出雲大神への最初の奉仕で、その後、国造邸で祝宴が開かれた。

以上で、七日間の火継神事は終了。

なお、国造が庁の舎で参籠中、新国造邸では湯立神楽が行われる。邸内のお火所では、前国造用の火が消され、道具や食物一切が埋められるか、または焼却された。そして、萱屋根は葺き替えられ、壁も塗り替えられ、畳や蒔類も新調されたのである。

## おわりに

出雲国造は、大国主神の「御杖代」（依り代）であり、「垂迹」として厳格な潔斎と禁忌が要求された。それは遷宮

時に御神体を抱きかかえる重責があったからである。不純一つない清らかな御神体と一体になるためには、心身ともに清めなければならない。それを厳格に行ってきたからこそ、国造は今も変わることなく崇敬されているのである。

## 註

- (1) 明治五年十一月十九日、大宮司千家尊福と少宮司北島脩孝がそろって国造に襲職した時の奉告祭祀詞に、出雲国造の祖神は「神漏美命<sup>乃以氏</sup>」、すなわち天照大神の勅命を賜って出雲大社の祭神「大名持命」を祭ることになり、それ以来、「神火神水」を受け継いできたとある（平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』三〇六頁、以下『火継ぎ神事』と略記）。
- (2) 松尾充晶「出雲の祭祀遺跡と神社」（松本岩雄・瀧音能之編『新視点 出雲古代史 文献史学と考古学』平凡社、令和五年所収、以下『新視点』と略記 参照）。
- (3) 武廣亮平「古代出雲国の有力氏族——『出雲国風土記』の郡司氏族を中心として」（『新視点』所収）参照。
- (4) 工藤浩・松本直樹・松本弘毅校注訳『先代旧事本紀注釈 新訂版』（花鳥社、令和六年）六三頁。
- (5) 源為憲編著『口遊<sup>くちずま</sup>』（天徳元年・九七〇）は、わが国の高層建築ベスト三を、「雲太」（出雲大社本殿）、「和二」（東大寺大仏殿）、「京三」（平安京大極殿）と記した。
- (6) 「康治二年官官旨案」北島家文書（『大社町史』史料編、大社町、平成九年所収）。
- (7) 「出雲大社文書」（『大日本史料』五二七、東京大学史料編纂所蔵史料目録データベース）。
- (8) 神魂神社で最後の火継式は、明治二年の千家尊澄の時で、新嘗会は明治三年が最後であった。『火継ぎ神事』『特殊神事の変容——出雲国造の新嘗会と火継ぎ神事をめぐって——』参照。

〔西岡和彦 神道思想史・神道神学〕